令和８年度介護職員等の喀痰吸引等研修の実地研修について

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

介護職員等の喀痰吸引等研修の演習を修了された方は、実地研修を行っていただきます。
実地研修は、各所属事業所にて行いますが、実地研修前及び実地研修終了後に下記の書類を社会福祉法人鳥取県厚生事業団へ提出してください。

Ⅰ　提出書類

1　実地研修前に提出する書類

①実地研修実施計画書

②誓約書

③喀痰吸引等研修（実地研修）受入承諾書

※①②はいずれも法人代表者名で作成。

※③は実地研修を自法人が運営する事業所以外（法人外の事業所）で実施する場合に提出。（実地研修の受入法人に作成を依頼してください。）

2　実地研修終了後に提出する書類

①実地研修実施報告書

②実地研修指導者評価票（原本を提出）

③説明書兼同意書（写しを提出）

④実地研修実施承認書（写しを提出）

⑤指導看護師の指導者講習修了証書または伝達研修受講証明書（写しを提出）

※①は法人代表者名で作成。③④は実地研修を行う事業所毎に作成。

様式は鳥取県長寿社会課のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/284220.htm）または、鳥取県厚生事業団のホームページ（https://www.tottori-kousei.jp/kakutan.html）からダウンロードすることができます。

Ⅱ　実地研修終了期限

令和９年２月２８日（土）

Ⅲ　注意事項

①「実地研修実施計画書」、「誓約書」、「喀痰吸引等研修（実地研修）受入承諾書」は必ず実地研修前に提出してください。提出前に実地研修を行った場合は、修了が認められない場合がありますので注意してください。

②実地研修を実施するうえで事前に「説明書兼同意書」と「実地研修実施承認書」を得る必要がありますので注意してください。
なお、「実地研修実施承認書」は演習終了日以降に得てください。

③「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成２２年４月１日厚生労働省医政局長通知）」に基づき実施された研修（１４時間研修）の修了者は、実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」については、免除されます。該当者は、実施報告書に「認定特定行為業務従事者認定証（認定を受けていない場合は研修修了証）」の写しを添付して提出してください。

④別紙「喀痰吸引等研修（第一号研修及び第二号研修）の実地研修について（鳥取県長寿社会課作成）」もあわせてご確認ください。

Ⅳ　書類提出先（お問合せ先）

社会福祉法人鳥取県厚生事業団（担当：鎌谷）
〒６８９－０２０１　鳥取市伏野２２５９－４３
ＴＥＬ：０８５７－５９－６０３３　　ＦＡＸ：０８５７－５９－６０５５